

## 第2章

# 高齢社会対策の実施の状況

### 第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

- 我が国の高齢社会対策の基本的枠組みは、「高齢社会対策基本法」（平成7年法律第129号）に基づいている。
- 高齢社会対策会議は、内閣総理大臣を会長とし、委員には全閣僚が任命されており、高齢社会対策の大綱の案の作成、高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整並びに高齢社会対策に関する重要事項の審議及び対策の実施の推進が行われている。
- 高齢社会対策大綱は、高齢社会対策基本法によって政府に作成が義務付けられているものであり、政府が推進する高齢社会対策の中長期にわたる基本的かつ総合的な指針となるものである。
- 平成8年7月に最初の高齢社会対策大綱が策定されてから5年が経過した13年12月28日、高齢社会対策大綱が閣議決定された。それから10年が経過したことから、24年9月7日、高齢社会対策会議における案の作成を経て、高齢社会対策大綱が閣議決定された。
- 高齢社会対策基本法の基本理念に基づく施策の総合的推進のため、
  - ・「高齢者」の捉え方の意識改革
  - ・老後の安心を確保するための社会保障制度の確立
  - ・高齢者の意欲と能力の活用
  - ・地域力の強化と安定的な地域社会の実現
  - ・安全・安心な生活環境の実現
  - ・若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現
- の6つの基本的考え方に則り、高齢社会対策を推進することとしている。
- 社会保障制度改革国民会議（会長：清家篤慶應義塾長。以下「国民会議」という。）は、社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号。以下「改革推進法」という。）に規定された社会保障制度改革の基本的な考え方や基本方針に基づき、平成24年11月から25年8月まで20回にわたり議論が行われ、8月6日に報告書が取りまとめられた。
- 政府においては、国民会議の報告書等を踏まえ、社会保障制度改革の全体像や進め方を明示した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を第185回臨時国会に提出し、12月5日に成立した。
- マイナンバー制度については、関連4法案を平成25年3月1日に第183回通常国会に提出し、同年5月9日に衆議院において一部修正のうえ可決され、同月24日に参議院において可決・成立した。
- その後、平成26年1月1日には、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務とする特定個人情報保護委員会が設置された。

## 第2節 分野別の施策の実施の状況

### 主な取組

#### 1 就業・年金

##### ○年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組

労働契約法（平成19年法律第128号）第18条に基づき、同一の使用者との間で5年を超えて有期労働契約を反復更新した場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるルールが導入されているが、定年後引き続き雇用される高齢者がその有する能力を維持向上することができるようにするなど、高齢者の特性に応じた雇用管理を図るとともに、無期転換申込権が発生するまでの期間の特例を設けることを規定した「専門的知識等を有する有期契約労働者等に関する特別措置法案」を第186回通常国会に提出した。

##### ○持続可能で安定的な公的年金制度の確立

平成24年に成立した「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号）により、25年度の基礎年金国庫負担割合は、年金特例公債によって、2分の1とし、年金財政の改善と世代間の公平を図る観点から、25年10月に年金額の特例水準（本来の水準よりも高い水準）を1%解消した。

##### ○企業年金制度等の整備

AIJ問題を契機として顕在化した厚生年金基金等をめぐる課題に対処するため、厚生年金基金の早期解散を促すための特例的な解散制度の導入や他の企業年金制度への移行を促進するための措置等を行うことを主な内容とした「公的

年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第63号）が平成25年6月に成立・公布された。その後、社会保障審議会に設置した企業年金部会（9月に設置。）における議論やパブリックコメント等に寄せられた関係者からの意見等を踏まえつつ、施行準備を行った。

#### 2 健康・介護・医療

##### ○高齢者医療制度について

国民会議の報告書では、「後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、必要な改善を行っていくことが適当」とされた。

これに基づき、社会保障制度改革プログラム法では、後期高齢者医療等の保険料に係る低所得者の負担軽減、後期高齢者支援金の全面総報酬割、低所得者の負担に配慮しつつ行う70歳から74歳までの者の一部負担金の取扱い等について検討し、平成27年の法案提出を目指すとした。また、高齢者医療制度の在り方については、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行うとされた。

##### ○地域における包括的かつ持続的な在宅医療・介護の提供

国民が、可能な限り住み慣れた地域で療養することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指し、医療・介護が連携して必要な支援を提供する必要がある。そのため、平成25

年度から医療計画に新たに在宅医療を位置づけることや、地域医療再生基金等の活用等を通じて、各都道府県の取組を支援した。

### 3 社会参加・学習

#### ○高齢者の余暇時間等の充実

平成25年11月の基幹放送事業者の再免許に当たり、字幕放送、解説放送等の充実を図る取組やCMへの字幕付与の普及に留意することについて文書により要請を行った。また、26年1月から「スマートテレビ時代における字幕等の在り方に関する検討会」を開催し、字幕付きCMの普及に向けた具体的方策等について検討を行っている。

#### ○高齢者の社会参加活動に資するICT利活用の推進

超高齢社会がもたらす政策課題を解決し、新たな社会モデルの確立に向けた情報通信技術（ICT）利活用の推進方策を検討するため、平成24年12月から「ICT超高齢社会構想会議」を開催し、25年5月に「ICT超高齢社会推進会議報告書—『スマートプラチナ社会』の実現—」を取りまとめた。この報告書に基づき、「スマートプラチナ社会」の実現を早期かつ着実に図るべく、より具体的に検討することを目的として、12月から「スマートプラチナ社会推進会議」を開催した。

#### ○市民やNPO等の担い手の活動環境の整備

市民の自由な社会貢献活動を促進するため、拡充された寄附税制の活用促進や改正特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に向けて取り組んだ。また、内閣府NPOホームページなどで、市民活動に関する情報の提供を行うとともに

に、NPO等による地域の絆を活かした共助の活動を推進するため、「共助社会づくり懇談会」を、平成25年4月から経済財政政策担当大臣の下で開催した。さらに26年1月に活力あふれる共助社会づくりの推進に向けて、「共助社会づくりシンポジウム」を開催するなど、普及・啓発に努めた。

#### ○消費者教育の取組の促進

消費者教育を総合的かつ一体的に推進するため、平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）が施行された。同法に基づき、25年6月に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、同基本方針の「今後検討すべき課題」等を、消費者教育推進会議に置かれた3つの小委員会（消費者市民育成小委員会、情報利用促進小委員会、地域連携推進小委員会）で検討した。

### 4 生活環境

#### ○既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備

売買時点の中古住宅の状態を把握するための現況検査に対する消費者等の信頼の確保と円滑な普及を図るため、検査方法やサービス提供に際しての留意事項等について指針を示す「既存住宅インスペクション・ガイドライン」を平成25年6月に取りまとめた。

#### ○犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、「地域ネットワーク」の重要性について、「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（平成25年8月6日）（消費者委員会）を踏まえ、消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会を開

催し、報告書を取りまとめた。さらにこれを踏まえ、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案を第186回通常国会へ提出した。

また、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害の回復を容易にするため、特定適格消費者団体が消費者に代わって損害賠償等の請求に関する訴訟を提起することができるようにするための「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を平成25年4月に第183回通常国会に提出した。同法案は、同年12月に成立し、公布された。

### ○防災施策の推進

平成25年6月の災害対策基本法改正において、高齢者や障害者、乳幼児などの防災上の施策において配慮を要する者のうち災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿として「避難行動要支援者名簿」の作成を市町村長に義務付けるとともに、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を設けた。

## 5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進

### ○医療関連分野におけるイノベーションの推進

医療分野の研究開発を関係府省が一体となって推進するため、平成25年6月14日、「健康・医療戦略」の関係閣僚申合せを行い、その内容は、同日付けで閣議決定した「日本再興戦略」に盛り込まれた。日本再興戦略に基づき、同年8月2日には、医療分野の研究開発の司令塔機能を担う「健康・医療戦略推進本部」を閣議決定に基づいて設置し、同本部の下で、26年度

医療分野の研究開発関連予算の総合的な予算要求配分調整を実施した。また、26年1月22日の医療分野の研究開発に関する専門調査会において、重点化すべき研究分野とその目標を決定するための「医療分野の研究開発に関する総合戦略」の報告書が取りまとめられた。

国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に資するため、世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発及び当該社会の形成に資する新たな産業活動の創出等を総合的かつ計画的に推進するための健康・医療戦略の策定、これを推進する健康・医療戦略推進本部の設置等や医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施・助成等の業務を行うことを目的とする独立行政法人日本医療研究開発機構を設置するため、「健康・医療戦略推進法案」及び「独立行政法人日本医療研究開発機構法案」を平成26年2月12日に閣議決定し、第186回通常国会に提出した。

### ○高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

介護等の分野で役立つサービスロボットについて、対人安全基準、安全検証手法の確立及び国際標準化に向けた取組を推進した結果、日本の提案が採用される形で、生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482が平成26年2月に発行された。

### ○高齢者講習の在り方に関する調査研究

高齢者講習の在り方（高齢者講習の合理化及び講習内容の更なる充実（高度化））に関する調査研究を、平成25年度及び26年度の2か年で実施することとしており、25年度は、高齢者講習の実施状況や受講者等に対するアンケートなどの調査を実施し、基礎データを収集する

とともに、改善の方向性や検証方法等について有識者による検討を行った。

## 6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築

### ○雇用・就業における女性の能力発揮

労働者が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年法律第113号）に沿った男女均等取扱いが徹底されるよう周知啓発、指導を行うとともに、事業主と労働者の間に紛争が生じた場合には円滑かつ迅速な解決が図られるよう援助を行った。平成

25年12月に改正男女雇用均等法施行規則等を公布し、26年7月からの施行に向け、改正内容について周知徹底を図った。

### ○子育て支援施策の総合的推進

有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、平成25年4月に内閣府に設置した子ども・子育て会議において、新制度の本格施行に向けた具体的な検討を進めた。また、同年8月には子ども・子育て支援の意義や施策に関する基本的事項等について定めた基本指針の概ねの案を公表し、また各種の施設・事業の基準等について26年1月までに概ねの内容を取りまとめた。